

NEWS

～ 平成 29 年 9 月

社会保険労務士 岡経営労務事務所

労働保険事務組合 経営労務協会

横浜市港北区新横浜 2-5-10 新横浜楓第 2 ビル 7 階

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759

URL <https://www.okakeiei.jp>

発行年月時点の情報をもとに記載しており、閲覧時の法令・運用と異なることがあります

< 育児休業が最長 2 歳まで取得可能になります! >

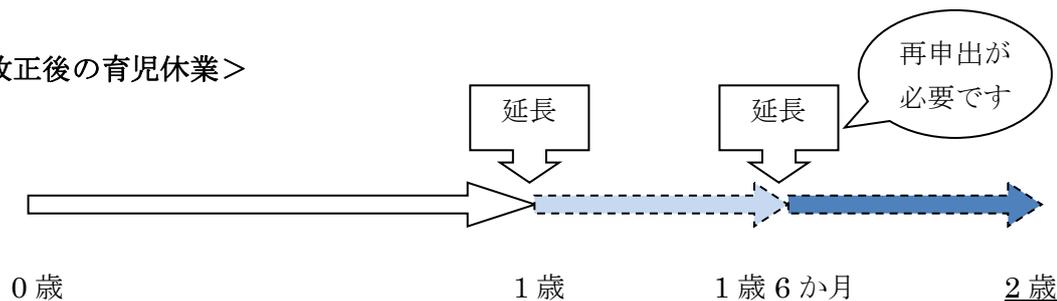
■ 育児・介護休業法の改正 (平成 29 年 10 月 1 日施行)

改正育児・介護休業法が平成 29 年 3 月に公布され、平成 29 年 10 月 1 日より施行されます。今号では改正点のポイントである育児休業期間の延長についてお知らせします。なお、この改正により事業所の対応として、就業規則の育児介護規定の変更が必要となります。

■ 育児休業期間の延長 (最長 2 歳まで)

現行の育児休業制度では、原則子が 1 歳に達するまで、例外として保育所に入れない等の場合には、子が 1 歳 6 か月に達するまで延長して育児休業を取得することができますが、今回の改正により、1 歳 6 か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合には再度延長の申出をすることにより、育児休業期間を「最長 2 歳まで」延長できることとなりました。この改正にともない、雇用保険の育児休業給付金も 2 歳まで延長して受給できることとなります。

< 改正後の育児休業 >



なお、他の改正点として、「育児休業制度の個別周知 (努力義務)」「育児目的休暇の導入促進 (努力義務)」が新たに規定されています。

(参考) 厚生労働省ホームページ：育児・介護休業法について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

～ 就業規則の作成、変更につきましては、どうぞご相談下さい ～